

表 56. 各地方法院受理聲請撤銷

中華民國

機 關 別	受 理 件 數			終 結 件 數	未 結 件 數	終		
	合 計	舊 受	新 收			合 計	經 計	裁
								依刑法七十 緩罪不期告 刑而得徒 期在易刑確 內緩科以 因刑罰上 故意期金刑 犯內之之 他受有宣者
合 計	2 589	131	2 458	2 483	106	2 493	1 576	107
臺 北 地 方 法 院	196	6	190	190	6	191	123	5
士 林 地 方 法 院	168	4	164	160	8	160	87	5
新 北 地 方 法 院	333	20	313	322	11	323	166	8
桃 園 地 方 法 院	249	11	238	241	8	244	160	11
新 竹 地 方 法 院	132	6	126	127	5	127	78	13
苗 栗 地 方 法 院	86	10	76	84	2	84	70	3
臺 中 地 方 法 院	253	8	245	242	11	242	195	13
南 投 地 方 法 院	52	1	51	47	5	47	34	2
彰 化 地 方 法 院	132	5	127	128	4	129	96	6
雲 林 地 方 法 院	64	5	59	59	5	61	30	-
嘉 義 地 方 法 院	100	-	100	96	4	96	58	5
臺 南 地 方 法 院	180	3	177	177	3	177	103	4
高 雄 地 方 法 院	275	36	239	264	11	265	162	13
高 雄 少 家 法 院	-	-	-	-	-	-	-	-
屏 東 地 方 法 院	115	7	108	107	8	107	78	8
臺 東 地 方 法 院	52	2	50	45	7	45	27	1
花 蓮 地 方 法 院	56	1	55	52	4	52	26	4
宜 蘭 地 方 法 院	49	4	45	47	2	48	36	3
基 隆 地 方 法 院	82	2	80	80	2	80	34	3
澎 湖 地 方 法 院	15	-	15	15	-	15	13	-

緩刑案件收結情形－按機關別分

102 年

單位：件；人

結 情 形						(人)		
定	撤 銷				刑	駁	撤	其
五條應撤銷	依刑法七十五條之一得撤銷				違事	回	回	他
緩罪不期告	緩罪得徒宣	緩罪得徒宣	緩犯受確	違二款重	反項所			
刑而易刑	刑而易刑	刑而易刑	刑罪有	反項所	保情			
前在易刑	前在科、告	前在科、告	期而期	第第定	護節			
因緩科以	因緩罰	因緩罰	內在徒	七一負大	管束			
故刑罰上	故刑金或	故刑金或	因緩刑	十款擔	重			
意期金刑	意期之罰定	意期之罰定	過刑之	四至情	大			
犯內之之	犯內有金	犯內有金	失期宣	條第情	者			
他受有宣者	他受期之者	他受期之者	更內告者	第八節者	守			
84	251	479	1	522	132	892	20	5
7	40	19	-	50	2	68	-	-
5	8	21	-	36	12	71	1	1
8	21	56	-	47	26	152	5	-
11	42	34	1	48	13	84	-	-
-	9	23	-	29	4	49	-	-
2	5	19	-	39	2	13	1	-
8	23	64	-	74	13	39	5	3
3	6	10	-	8	5	13	-	-
3	14	42	-	20	11	31	1	1
-	10	6	-	12	2	31	-	-
7	3	18	-	19	6	38	-	-
9	15	34	-	34	7	72	2	-
7	20	64	-	49	9	103	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	18	20	-	17	9	29	-	-
3	3	9	-	6	5	18	-	-
1	3	6	-	10	2	23	3	-
4	5	10	-	12	2	12	-	-
-	4	17	-	8	2	44	2	-
-	2	7	-	4	-	2	-	-